

笠岡市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による笠岡市条例の改正の請求を令和5年7月18日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、笠岡市条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和5年7月18日

笠岡市長 小林 嘉文

1 条例改正請求代表者

笠岡市富岡344番地20	柚木 義和
笠岡市笠岡2100番地	河田 仁志
笠岡市山口1777番地	高木 勇三

2 請求の要旨

別紙写しのとおり



(別紙1)

1. 請求の要旨

「笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正を請求します。

理由は以下のとおりです。

笠岡市議会議員の報酬は笠岡市議会基本条例（平成24年4月1日施行）第26条第1項の規定により笠岡市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という）の意見を尊重しなければならないとされています。

さらに自治省（現総務省）自治事務次官通知や行政局長通知では「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定については、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期す」こと。「第三者機関（特別職報酬等審議会）は、区域内の公共的団体等の代表者その他住民から任命」すること。「審議会には①人口、財政規模等が類似している都市との比較②消費者物価 ③一般職の職員の給与状況（人事院勧告）などの資料について十分な審議を行う」こととされ、更にその答申の尊重については「審議会の答申の額を上回って決定し、又は、実施時期を繰り上げることはないよう配慮する」こととの局長通知が出ています。

笠岡市の特別職報酬等審議会は、平成30年10月18日及び令和3年12月24日の2回にわたり、こうした総務省通達に沿った内容審議のもとで笠岡市議会議員報酬額、現行42万円を45万円と答申しました。しかし市議会においては、この答申を尊重せず、50万円と議決されました。

これは、総務省（自治省）通知、及び、自ら決めた議会基本条例にも反し、また、答申を出された「審議会」や市民の皆さんにも一切説明をされないままの「説明責任不履行」の多数決採択となっています。

自らの報酬決定に関して、議会基本条例ばかりか、総務省（自治省）通知も無視するという行為は、為政者たる議会とはいえ、このままでは主権在民を求めた民主主義の限界を感じざるを得ません。

笠岡市議会議員報酬50万円について、特別職報酬等審議会の答申どおりの額、45万円とするよう私たちは地方自治の原理原則に基づき条例改正を求め、住民直接請求を行うものです。



(別紙2)

直接請求をする条例改正案

○笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償などに関する条例

平成12年9月14日

条例第53号

(議員報酬の額)

第2条 議会議員に支給する議員報酬（以下「議員報酬」という。）は議長、副議長及び議員の別に支給するものとし、その額はそれぞれ次のとおりとする。

(1)議長 月額 550,000円

(2)副議長 月額 490,000円

(3)議員 月額 450,000円

以上

参考

現行条例	改正案
議長 月額 600,000円	550,000円
副議長 月額 540,000円	490,000円
議員 月額 500,000円	450,000円